

船舶検査証書等の『受取方法』について

検査、名義変更等の手続き完了後の証書等の交付につきましては、**『支部（事務所）窓口での受取』**又は**『申請者へ着払いによる送付』**のいずれかとなります。

なお、各手続きの申請時、ご希望の返送方法（例えば、レターパックなど追跡可能であって、送付する側がポスト投函可能なもの）をご用意いただける場合には、その方法でご対応いたします。

※追跡はご自身で行っていただき、紛失しても当方では責任を負い兼ねますのでご了承ください。

